# 小城市再生可能エネルギー導入推進計画策定業務 プロポーザル実施要領

本実施要領(以下「本要領」という。)は、本市が小城市再生可能エネルギー導入推進計 画策定業務(以下「本業務」という。)を発注するにあたり、受託候補事業者を選定するた めに必要な事項を定めるものである。

#### 1 業務概要

#### (1) 業務名

小城市再生可能エネルギー導入推進計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「小城市再生可能エネルギー導入推進計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月15日(月)まで

(4) 契約

本業務は、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」のうち、地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業(第1号事業の1)補助金を活用して行うため、補助金執行団体から補助金の交付決定があった後に契約を行う。

#### (5) 提案上限額

10,794,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

## 2 公募スケジュール ※目安

項目	日程
公募開始 (ホームページ掲載)	令和5年6月8日(木)
参加申込書受付	令和5年6月9日(金)~6月23日(金)
参加申込に関する質問受付期限	令和5年6月16日(金)
参加申込に関する質問回答期限	令和5年6月20日(火)
参加資格確認通知書	令和5年6月27日(火)
提案書に関する質問受付期限	令和5年6月30日(金)
提案書に関する質問回答期限	令和5年7月5日(水)
提案書提出期限	令和5年7月13日(木)
プレゼンテーションによる審査	令和5年7月18日(火) 予定
最優秀提案者の選定	令和5年7月20日(木) 予定
業務委託契約締結	令和5年7月下旬
	(補助金交付決定通知後)

### 3 参加資格

本業務に参加できる者は、本事業公告から優先交渉権者の決定までの間において、次に掲げる要件を満たす者又は、自主結成の共同体(以下「共同体」という。)とする。

なお、共同体の場合の構成員は2者とし、(1)の③の資格要件については、構成員のうち1者が満たせば足りるものとする。

- (1) 応募者の資格要件
- ① 代表者とすべての構成員は日本国内の企業であること。
- ② 本市との協議、調整に十分な能力を有し、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 令和5・6年度小城市入札参加資格審査受付簿に登録があること。
- ④ 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成したスタッフと同一のスタッフが対応できる者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、本市の一般競争入札の参加の停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)や民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- ⑦ 国税及び地方税について滞納がないこと。
- ⑧ 過去5年以内(平成30年度から令和4年度まで)に、本案件と同種又は類似業務と認められる地方自治体発注の再生可能エネルギーに係る調査・検討・導入業務の履行実績及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に係る業務を契約し、履行完了した実績があること。

## 4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

受付期限:参加申込に関する質問 令和6年6月16日(金) 17時(時間厳守)

提案書に関する質問 令和6年6月30日(金) 17時(時間厳守)

提出書類:様式第1号「質問書」提出 告:12の問合せ先に同じ

提出方法:電話連絡の上、電子メール又はファックス

※電話での質問は受け付けない。

※電子メールの場合は、件名を「【質問】小城市再生可能エネルギー導入推進計画策定 業務(会社名)」とすること。

(2) 質問の回答

参加申込に関する質問に対する回答は、令和5年6月20日(火)17時までに本市ホームページで公表する。また、提案書に関する質問に対する回答は、参加申込書に記載された担当者のメールアドレスへ令和5年7月5日(水)17時までに回答する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

### 5 応募方法

(1) 提出書類

ア 様式第2号「プロポーザル参加申込書」

- イ 様式第3号「グループ構成表」※共同体の場合
- ウ 様式第4号「会社概要」
- 工 様式第5号「業務実績一覧表」
- 才 様式第7号「誓約書」
- カ 法人税の未納がないことを証する書面
- (2) 応募期間等

応募期間:令和5年6月9日(金)から6月23日(金)17時(時間厳守)まで

提出先:12の問合せ先に同じ

提出方法:郵送、電子メール又は持参

※電子メールの場合は、件名を「小城市再生可能エネルギー導入推進計画策定業務参加申込(会社名)」とし、提出先に電話にて到着確認を行うこと。

(3) 提案資格の確認結果の通知

参加申し込みをした者全員に対し、令和5年6月27日(火)までに提案資格の確認 結果を電子メールで送信する。

#### 6 プロポーザルの参加辞退について

参加申し込みの後に、本業務のプロポーザルへの参加を辞退するときは、次のとおり参加申込辞退書を提出すること。

提出書類:様式第6号「参加申込辞退書」(辞退の理由を簡潔に記載すること。)

提出期限:令和5年7月13日(木) 17時(時間厳守)

提出先:12の問合せ先に同じ

提出方法:郵送又は持参 ※郵送の場合は提出期限必着

#### 7 提案書の作成要領

(1) 提出資料

ア 企画提案書 8部(正本1部、副本7部)

- (ア) 仕様書の内容を踏まえ、以下の提案項目について記載すること。※表1参照
  - ① 計画策定に関する方針・内容等
  - ② 本市の地域性反映の提案
  - ③ 将来像の提案
  - ④ 業務実施体制及びスケジュール
  - ⑤ 個人情報の取扱い及び管理方法について
  - ⑥ その他(独自の提案や特にアピールしたい事項)

- (イ)提案書は、A4版横、横書き、左上ホチキス止めとし、表紙に「小城市再生可能 エネルギー導入推進計画策定業務提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。 加えて、表紙を含めて20ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。
- (ウ) 提案書には図表を活用するなど、明瞭かつ具体的で分かりやすく作成すること。 ただし、主要な内容は文書により説明されていること。また、専門知識を有しない 者に配慮をすること。
- (エ) 提案書の構成は上記 (ア) ①~⑥の順とすること。

## ≪表1≫提案項目及び記載すべき事項

No	提案項目	記載すべき事項
1)	計画策定に関する方針・内容等	一連のスキームの構築と内容・結果の算出方法
		より具体的なものが望ましい。
② 本市の地域性反映の提案	大声の地域性反映の想案	本市の地域性(自然的・経済的・社会的条件等)
	をどのように計画へ反映させるか提案	
		現時点での本市の脱炭素に関する将来像の提
③ 将来像の提案	将来像の提案	案。当然、本業務後に変更となる可能性は高い
		が、現時点での受注者が考えるもの
4	業務実施体制及びスケジュール	責任体制、役割分担、連絡体制、スケジュール
	未物 大旭 仲間 及 い ハ ク フ ユ ・ ル	等
(5)	個人情報の取扱い及び管理方法に	個人情報の保管・管理方法及び体制
(3)	ついて	四八月取り床目・日生ガ伝及び仲間
6	その他	独自の提案や特にアピールしたい事項

## イ 本業務見積書

- (ア)消費税及び地方消費税を含め記載すること。
- (イ)業務内容の項目ごとに内訳が分かるように記載すること。

## (2) 提出期限等

提出期限:令和5年7月13日(木)17時(時間厳守)

提出先:12の問合せ先に同じ

提出方法:郵送又は持参 ※郵送の場合は提出期限必着

### 8 選定方法

本要領及び仕様書に定める事項を満たした事業者について、「小城市再生可能エネルギー導入推進計画策定業務選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、プロポーザルによる審査を行い、最優秀提案者を選定する。

提案書の提出を受けた後に、プレゼンテーション審査を行い、評価が優れている事業 者を最優秀提案者として選定する。

## (1) 審査日程等

期日:令和5年7月18日(火)(予定)※参加資格確認通知書と併せ日程を通知する。

場所:後日連絡する。

内容:プレゼンテーション

提案時間:説明20分以内、質疑15分程度

参加人数:業務実施体制に掲げる者であって、そのうち3人以内とする。

- ① プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順番とする。
- ② プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは事業者が持参すること。(スクリーンとプロジェクターは本市で用意する。)
- ③ 提出された提案書をもとに、プレゼンテーション用資料を再構築することは可能とする。ただし、プレゼンテーション当日に追加資料を配付することは不可とする。
- ④ 指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情があると本市が認める場合は、この限りではない。
- (2) プロポーザル結果通知

プロポーザルの審査結果は、令和5年7月20日(木)(予定)に、参加者全員にその結果を書面にて通知するとともに、小城市ホームページで公表する。

(3) プロポーザル審査基準及び審査方法

プロポーザルの審査における主な評価項目については、別紙審査項目のとおりとする。

## 9 欠格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本要領に示されたプロポーザルの参加形態及び参加資格を有していない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がなされている場合
- (3) 提出書類及び提出する方法が本要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 提出期限後に企画提案書を提出した場合

## 10 契約の締結

(1) 契約に関する協議

市は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で書面により契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また、最も優れた提案者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 委託契約に当たっての主な留意点

ア 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束する ものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。

イ 委託契約の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再 委託について、事前に市の承認を得たときは、この限りではない。

#### 11 その他

- (1) 提出された申込書、企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (3) 提案書作成に要する一切の費用(旅費、通信費等を含む。)は、提案者の負担とする。
- (4) 本業務で得た全ての成果物の著作権は市に帰属するものとし、市の承諾なく第三者に 貸与及び公表することはできない。また、受託者は本業務の成果物に対して著作者人格 権を行使しないものとする。

## 12 問合せ先

事務局:小城市市民部環境課環境係

電 話:0952-37-6102 FAX:0952-37-6160

E-mail: kankyou@city.ogi.lg.jp

# 別紙

# 小城市再生可能エネルギー導入推進計画策定業務に関する審査基準

区分	審査項目	評価内容	配点
	実績•専門性	計画立案・ポテンシャル調査の実績が豊富であるとともに、コンサルティングに関する資格や専門性を有しているか。	10
	業務推進体制	適切な体制が明示され、市の要請に対して迅速・柔軟に対応できる体制がとられているか。	5
	スケジュール	各工程における作業期間や役割分担が具体的に明示されているか。	5
企画提案評価 提案 提案 ・ 提案 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	業務への理解・知識	業務内容及び目的に関する理解・知識が十分あるかどうか。	5
	地域への理解	小城市の特性・課題を的確に捉え、業務に結びつける提案がされているか。	15
	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的な提案がされているか。	10
	提案内容の実現性	調査・立案方法等が具体的かつ効果的な手法により実現性のある提案がされているか。	15
	先見性•将来性	脱炭素に関連する最新の動向や先進事例についての知見 が豊富であるか。	10
	プレゼンテーション	分かりやすく説得力のある説明がなされ、委員からの質問に も的確に答えているか。	5
	独自提案	仕様書に記載の業務内容のほかに、提案上限額の範囲内 で効果的な独自の手法や独自の魅力的な提案がされてい るか。	15
	小 計(選定委員1人当たり) 95		

客観的	業績評価	過去5年間に求めている業務実績があるか。		10
評価	価格点	価格点の満点	(提案価格のうち最低価格)	20
		(20点)	(自社の提案価格)※小数点以下四捨五入	
小計			30	

総合評価点	
企画提案評価(95点×選定委員数)+客観的評価(30点)	

## 【配点基準】

A	配点×1.0	非常に優秀である
В	配点×0.8	優秀である
С	配点×0.6	平均的である
D	配点×0.4	やや劣っている
Е	配点×0.2	劣っている

### 審査方法

- ・企画提案評価と客観的評価により審査を行う。
- ・企画提案評価については、各審査項目を選定委員が審査し、1人当たり 95 点満点で採点する。(95 点×選定委員数=企画提案評価の点数)
- ・客観的評価については、業績評価と価格点により30点満点で採点する。
- ・ 企画提案評価の点数と客観的評価の点数の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い順 に最優秀提案者及び次点者として選定する。
- ・総合評価点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、企画提案評価の点数が高い事業者 を最優秀提案者として選定する。企画提案評価の点数も同数の場合は、委員長が最優秀 提案者を選定する。
- ・総合評価点の7割を最低基準点とし、これを超えなければ最優秀提案者としない。